多面的機能発揮促進事業に関する計画の概要

令和７年９月２日

匝　瑳　市

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律(平成26年法律第78号)第８条第４項において準用する同法第７条第５項の規定に基づき、多面的機能発揮促進事業に関する計画の変更を認定したので、同法第８条第４項において準用する同法第７条第６項の規定に基づき、その概要を下記のとおり公表する。

記

種類				実施地域等		実施期間	実施主体
1号事業	２号事業	３号事業	４号事業	地域	重点区域との重複の有無		
○				匝瑳市川辺・蕪里・堀川地区	無	令和３年度　～　令和７年度	川辺西郷地域資源保全会